宮城県婦人会館管理運営業務仕様書

I 女性教育及び家庭教育に関する研修事業

1 総則

県内女性団体の活動を活性化するとともに,一般教養の向上,福祉の増進を図るため,女性を対象とした研修を実施すること。

2 事業実施要領

- (1) 参加対象者は県内各種女性団体等の会員及び一般女性とする。
- (2) 募集単位は、原則として県内の市、郡、町村単位とする。
- (3) 募集人員は、1回当たり20人から50人程度とする。
- (4) 実施回数は、年間50回程度とする。
- (5) 研修は、宮城県婦人会館を会場として行うことを原則とする。
- (6) 研修にあたっては、乗合自動車(大型バス)を使用し参加者の確保を図ること。 なお、乗合自動車を使用する際は、別紙7-2により使用すること。

3 事業内容

(1) 研修内容等

研修は1回4時間程度とし、内容は以下の項目から主題を取り上げること。

- イ 女性・家庭・教育問題
- ロ 健康・福祉問題
- ハ 一般教養
- 二 レクリエーション・実技
- ホ 研修視察等
- (2) その他
 - イ 講師の選定に当たっては、積極的にボランティアの活用等を図ること。
 - ロ 事業終了後は,事業結果をとりまとめ,すみやかに宮城県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)へ提出すること。
 - ハ 教育長は、必要があると認めたときは、業務の処理状況について職員を派遣し て調査を行い、また報告を求めることができる。
 - ニ 指定管理者は、業務の処理について、その全部若しくは一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし書面により教育長の承認を得たときは、この限りでない。
 - ホ 業務に疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度協議して決めるものとする。

Ⅱ 男女共同参画に関する研修事業

1 総則

男女共同参画推進のため、多角的な視点からの講座を設け、研修を行うこと。

- 2 事業実施要領
- (1) 参加対象者は、県民とする。
- (2) 募集人員は、20人から50人程度とする。
- (3) 実施回数は、年間6回以上とする。
- (4) 研修は、宮城県婦人会館を会場として行うことを原則とする。
- 3 事業内容
- (1) 研修の内容等

豊かな人間性を培うとともに、男女共同参画社会を実現することができる資質や能力を向上させる学習であること。

なお、研修は1回2時間程度とする。

- (2) その他
 - イ 講師の選定にあたっては、積極的にボランティアの活用等を図ること。
 - ロ 事業終了後は、事業結果をとりまとめ、すみやかに教育長へ提出すること。
 - ハ 教育長は、必要があると認めたときは、業務の処理状況について職員を派遣し て調査を行い、また報告を求めることができる。
 - ニ 指定管理者は、業務の処理について、その全部若しくは一部を他に委託し、又 は請負わせてはならない。ただし書面により教育長の承認を得たときは、この限 りでない。
 - ホ 業務に疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度協議して決めるもの とする。

Ⅲ 建物内外の日常環境整備業務

1 総則

会館内外 (専有部分及び専有部分以外の管理部分) の環境整備に従事し、会館の業務の円滑を期すとともに、会館を常に清潔な状態にしておくものとする。

なお,清掃については,宮城県教育庁文化財課が契約した業者が対応するので,こ こで言う業務は,日常における環境整備についてである。

- 2 業務実施要領
- (1) 環境整備業務は、別紙7-3「宮城県婦人会館環境整備基準仕様書」による。
- (2) 業務の実施日は、休館日を除く日とする。
- (3) 作業時間は、開館時間内に随時行うものとする。 なお、作業に当たっては会館利用者及び会館業務に支障のないよう配慮すること。
- (4) その他,指定管理者が美観又は建物管理上必要と認めた作業については,適宜行うものとする。
- 3 業務内容
- (1) 日常環境整備

別紙7-3「宮城県婦人会館環境整備基準仕様書」のとおり。

(2) その他

- イ 研修室等の環境整備については、当日の使用状況(予定)を把握し、効率的に 行うこと。
- ロ 業務中に破損箇所等を発見した場合は速やかに対応し、業務に支障のないよう にすること。
- ハ ごみ箱等から不審物等を発見した場合は、速やかに対処すること。
- ニ 業務に当たっては、電力、水等を効率的に使用し、極力節減に努めること。
- ホ 宮城県教育庁文化財課分室及び宮城県民間非営利活動プラザとの複合施設のため、常に連絡を取り合い、協力しながら管理運営を行うこと。
- へ 非常口については、日常での使用を禁ずる。また、毎日閉館時に施錠を確認すること。
- ト 施設の正門及び正面玄関の施錠及び解錠については、宮城県婦人会館、宮城県 教育庁文化財課分室、宮城県民間非営利活動プラザの中で、責任を持って行うこ とになる。管理運営要綱による。